

## 事務局案

令和 2 年 1 0 月 2 日

第 3 3 回以降の前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会（以下、審議会）を非公開とする理由、非公開とする期間、公開する情報等について、以下のとおり提案いたします。

## 1 非公開理由

水道料金の改定率は、市民生活や事業活動に大きな影響があるため、慎重な審議が必要である。

そのため、答申前の不確定な情報が公開されることで、混乱を招き、円滑な審議の進行に支障をきたす恐れがある。

また、発言者が特定されることは、自由で忌憚のない意見を述べることを阻害する恐れがある。

以上の理由から、審議会を非公開とする。

## 2 非公開の時期

諮問を受けてから、答申までの間を非公開とする。答申は、現時点では、令和 3 年 3 月を予定している。

## 3 公開する情報

## (1) 概要版の随時公表

各回が終了後、審議結果の概要を公表する（ホームページに掲載）。

概要版には、審議された事項、主な質疑等を掲載し、発言者、料金改定率、計画期間内の建設事業費などは掲載しない。

## (2) 議事録

発言者名入りの議事録は、公開時、非公開時を問わず、作成し、署名をいただく。

## (3) 答申後の公開

答申後には、審議会で使用した資料、(2) の議事録を公開する。ただし、議事録については、発言者が特定できないように委員名を伏せる（委員 A、委員 B など）

## 4 その他

公開の時期や公開する情報については、必要に応じて審議会でも協議していく。